

1章 本計画について



- |1-1| 計画の概要
- |1-2| 計画の位置づけ

| 1-1 | 計画の概要

(1) 計画の目的

| 移動を取り巻く社会情勢

昭和から平成にかけて、自家用車の普及や道路開発が大きく進み、わたしたちの日々の移動は便利で快適なものになりました。特に地方部では、一家に一台、一人一台、とマイカーの所有率が高く、マイカーのある生活が地域の発展や一人一人の豊かな暮らしに繋がったといえます。一方で、マイカーに頼り切った地域づくりは、ドーナツ化現象や公共交通サービスの縮小撤退といった様々な問題を引き起こしています。高齢化が深刻化する今、増加していく非マイカーユーザーにとって、今の地方部、そして本別町は住みよい街といえるでしょうか。新型コロナウイルス感染症の流行や運転手不足の深刻化によって、非マイカーユーザーの足である「地域交通サービス」が大きな岐路に立たされる中で、疲弊した地域交通サービスのあり方を見直し、マイカーに頼り切りにならずとも豊かな生活を送ることができるまちづくりが求められています。

| 本別町地域公共交通計画の目的

マイカーの便利さ・快適さも生かしつつ、マイカーを利用できない町民やマイカー利用が望ましくない生活シーンにおいても、過度な負担なく豊かな移動の選択を可能にするためには、町民ニーズに即した地域交通サービスの提供が求められます。本計画では、本町の移動ニーズや移動課題を明らかにし、現行の地域交通サービスを最大限生かしながら、持続可能な地域交通サービスの実現に向けた方針・施策・目標を示します。

※地域公共交通計画とは

地域公共交通計画とは、地域にとって望ましい交通サービスのあり方を明らかにし、その実現のための方針や施策・目標を示す「交通のマスタープラン＝指針」です。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、全ての地方公共団体に対し「地域公共交通計画」の策定が努力義務とされています。



(2) 計画の区域

本計画の区域は、**本別町全域** とします。



図 1-1 計画区域図

1章
本計画について

2章
地域特性について

3章
移動ニーズについて

4章
本計画の目標・基本方針

5章
施策・各交通サービスの位置づけ

6章
評価方法

7章
実施体制・スケジュール

資料編



(3) 計画の対象

本計画の対象は、**本別町内の地域旅客輸送サービス** とします。

主なサービスは以下に示す4つの交通ですが、計画期間内において町内で交通サービスの見直しや新規導入が実施された場合、それらのサービスも計画の対象とします。

(本計画の対象とする主な交通サービス)

- 太陽の丘循環バス
- 患者輸送バス
- 町有バス（スクールバス）
- 乗用ハイヤー（本別ハイヤー）

また、本別町では本計画の区域を超えて運行する広域バス路線も運行しています。これらの交通は本計画に関連する交通サービスとして、十勝地域公共交通計画等の他の計画の方針と連携しつつ、本計画においても確保維持方針を示します。

(計画区域を超えて運行する広域バス)

- 本別・浦幌生活維持路線バス
- ふるさと銀河線代替バス（十勝バス帯広陸別線）

※本別・浦幌生活維持路線バスはR6年3月に廃止が決定しており、その代替として運行する新たな交通サービスについても本計画において示します。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年4月 から 令和10（2028）年3月 の5か年とします。

< 計画の期間 >

令和6（2024）年4月 から 令和10（2028）年3月



| 1-2 | 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本町における最上位計画である「第7期本別町総合計画」などの上位計画の動向を踏まえるとともに、「本別町都市計画マスタープラン」などの本町の関連計画や「十勝地域公共交通計画」といった他都市の関連計画と連携を図り、本町の公共交通におけるマスタープラン（基本計画）に位置づけます。



図 1-2 上位・関連計画との関係性

1章

本計画について

2章

地域特性について

3章

移動ニーズについて

4章

本計画の目標・基本方針

5章

施策・各交通サービスの位置づけ

6章

評価方法

7章

実施体制・スケジュール

資料編

(2) 上位計画

1) 第7期本別町総合計画

第7期本別町総合計画	
計画期間	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
まちの将来像	心を合わせて みんなの笑顔を 未来につなぐ
基本目標	<p><目標1> 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち</p> <p><目標2> 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち</p> <p><目標3> 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち</p> <p><目標4> 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち</p> <p><目標5> みんなの笑顔を未来につなぐまち</p>
公共交通に 関連する 施策	<p><公共交通に関連する施策></p> <p>道路整備・交通網の充実</p> <p><10年後の目指す姿像></p> <p>個々の生活形態に沿った交通体系の確保により、通院や買い物などに利用され、住み慣れた地域で生活している。</p> <p><具体的内容></p> <p>通院や買い物等に利用する交通手段ニーズを反映した路線等の見直しや新たなサービスの導入を図り、利便性の高い地域公共交通の確保を図る。</p>

1章

本計画について

2章

地域特性について

3章

移動ニーズについて

4章

本計画の目標・基本方針

5章

施策・各交通サービスの位置づけ

6章

評価方法

7章

実施体制・スケジュール

資料編



2) 第2期 本別町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期 本別町まち・ひと・しごと創生総合戦略	
計画期間	令和3（2021）年度～令和7（2025）年度
基本目標	<p><目標1> 元気な産業をつくり安心して働けるようにする</p> <p><目標2> 本別への新しい人の流れをつくる</p> <p><目標3> 結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p><目標4> 安心して暮らせる地域をつくる</p>
公共交通に関連する施策	<p><基本目標4に対する施策></p> <p>●施策4-1 公共交通の維持確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町有バス等の安定的運行や町内交通体系の整備 ・ 本別浦幌生活維持路線の運行 ・ 帯広陸別線の運行維持確保 <p>●KPI（重要業績評価指数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道の駅を発着するバスの便数 基準値 40便（R1） 目標値 40便（R7）

3) 本別町人口ビジョン

本別町人口ビジョン	
計画期間	2060年までの人口目標
公共交通の課題	<p>高齢者が安心して暮らせる地域づくりを行う施策の充実については「買い物・通院等が不便・困難な地域への生活上の不便を解消する施策の充実」を求める回答が多く、生活の利便性を懸念する町民が多いことがうかがえる。</p>

1章

本計画について

2章

地域特性について

3章

移動ニーズについて

4章

本計画の目標・基本方針

5章

施策・各交通サービスの位置づけ

6章

評価方法

7章

実施体制・スケジュール

資料編

(3) 関連計画

1) 第4期 本別町地域福祉計画

第4期 本別町地域福祉計画	
計画期間	令和3（2021）年度～令和8（2026）年度
基本理念	地域のきずなと交流ネットワークを育み 誰もがいきいき笑顔で暮らすまち 本別
基本目標	<目標1>互いに支え合う地域をつくろう <目標2>安心して暮らせる地域をつくろう <目標3>いきいきと暮らせる地域をつくろう
公共交通の課題	<安心して暮らせる安全で快適な環境づくり> 「免許証返納による足の確保」や「高齢運転手による事故防止」を考慮した「移動手段の確保」や「地域交通の利便性向上」に取り組むことを課題としている。

2) 本別町都市計画マスタープラン

本別町都市計画マスタープラン	
計画期間	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
都市将来像	人と自然にやさしい希望のまち ほんべつ
基本目標	<目標1>誰もが安心して過ごせる都市 <目標2>文化・学習活動が盛んな都市 <目標3>自然や農村と調和した都市 <目標4>産業を大切にした都市 <目標5>都市づくりと町民活動の融和した都市
公共交通に関連する課題と整備方針	<課題 高齢者・障害者へ対応した公共施設や都市施設の整備> 自動車では移動できない人の交通手段となるバス路線の充実 <分野別の整備方針 公共交通の利用促進> ふるさと銀河線は平成18年4月20日をもって廃線となり、バス路線へと転換された。代替バス路線は、自動車等の交通手段を持たない高齢者や通学者が町外に出るときに必要な交通手段であるため、今後も利用促進を図る。

1章

本計画について

2章

地域特性について

3章

移動ニーズについて

4章

本計画の目標・基本方針

5章

施策・各交通サービスの位置づけ

6章

評価方法

7章

実施体制・スケジュール

資料編



3) 本別町過疎地域持続的発展市町村計画

本別町過疎地域持続的発展市町村計画	
計画期間	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度
基本方針	<p><方針1> 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち</p> <p><方針2> 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち</p> <p><方針3> 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち</p> <p><方針4> 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち</p> <p><方針5> みんなの笑顔を未来につなぐまち</p>
公共交通の現状・課題・対策	<p><公共交通の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと銀河線の廃止後、十勝バス株式会社の路線バスが帯広～陸別間、北見バス株式会社の路線バスが陸別～北見間をそれぞれ運行し、交通弱者である高齢者や高校生の生活の足となっている。 ● 本別・浦幌町間では両町の共同事業として、予約制の乗合バス(乗合タクシー)運行を行っている。 ● 本別市街地を循環運行するコミュニティバス「太陽の丘循環バス」は、通院や買い物などに利用されている。 ● 「へき地患者輸送バス」と「町有バス」は、郊外居住者が中心市街地へ行くための路線で、農村部に多い独居の高齢者にとって重要な交通手段となっている。 <p><公共交通の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域内公共交通の利用者数は減少傾向にあるが、過疎地域における交通弱者の生活を支え、町民の暮らしと活力あるまちづくりのため、維持・確保に努める必要がある。 <p><対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「ふるさと銀河線代替バス」をはじめ、「本別・浦幌生活維持路線バス」「太陽の丘循環バス」「へき地患者輸送バス」「町有バス」の安定運行に努めるとともに、利用促進を図る。 <p>①ふるさと銀河線代替バスの利用促進</p> <p>②本別・浦幌生活維持論線バス、へき地患者輸送バス、町有バスの運行維持確保</p>

1章

本計画について

2章

地域特性について

3章

移動ニーズについて

4章

本計画の目標・基本方針

5章

施策・各交通サービスの位置づけ

6章

評価方法

7章

実施体制・スケジュール

資料編

4) 第3期 十勝定住自立圏共生ビジョン

第3期 十勝定住自立圏共生ビジョン	
計画期間	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度
圏域の将来像	19市町村が農畜産物の高付加価値化や自然エネルギーの活用、観光の広域化、人口減少社会への対応などを進めることで、十勝のさらなる発展と魅力の向上を図るとともに、保健・医療、福祉、教育、地域公共交通など様々な分野で連携することにより、子どもからお年寄りまで、安全で安心して豊かに暮らせる社会を築きあげ、誰もが住みたい、住み続けたいと思える十勝を目指します。
公共交通の取組み	<p><地域公共交通の維持確保と利用促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 圏域住民の移動手段の確保や利便性の向上を図るため、生活交通路線の維持確保、利用促進の取組を進めます。 <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活交通路線の維持確保と利用促進

1章
本計画について

2章
地域特性について

3章
移動ニーズについて

4章
本計画の目標・基本方針

5章
施策・各交通サービスの位置づけ

6章
評価方法

7章
実施体制・スケジュール

資料編



5) 十勝地域公共交通計画

十勝地域公共交通計画	
計画期間	令和5(2023)年度～令和9(2027)年度
基本理念	十勝地域の階層的な基礎圏域を支える 広域交通ネットワークの持続性・利便性の確保
基本方針	<方針1> 広域移動ニーズを支える広域交通ネットワークの持続性確保 <方針2> シームレス化やデジタル化による広域交通の利便性向上 <基本方針3> 地域全体で取り組む広域交通の利用促進
本別町に関連する記載事項	<十勝バス帯広陸別線について(OD調査より)> <ul style="list-style-type: none"> ● 帯広市との距離が短い幕別町・池田町・本別町では、主に帯広市との往来に利用され、主な利用者は、学生と通院者 <十勝バス帯広陸別線の対応方針> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助)を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進に取り組むほか、利用実態やニーズを踏まえ、最適化を図っていく <基本施策> (施策1) 広域移動ニーズを支える公共交通の確保に向けた検討・実施 (施策2) バス・タクシー運転手の確保 (施策3) 乗り継ぎシームレス化によるサービスの利便性向上 (施策4) デジタル技術活用による利便性向上 (施策5) 公共交通の利用促進活動の実施

6) 帯広市地域公共交通計画

帯広市地域公共交通計画	
計画期間	令和5(2023)年度～令和9(2027)年度
将来像	みんなで創り 未来へつなぐ 公共交通
本別町に関連する記載事項	<広域交通路線バス(市町村をまたがって運行する路線)> 地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統)や北海道生活交通路線維持対策事業(広域生活交通路線)を活用しながら、国・北海道・沿線市町村・交通事業者により確保・維持を図る。

1章

本計画について

2章

地域特性について

3章

移動ニーズについて

4章

本計画の目標・基本方針

5章

施策・各交通サービスの位置づけ

6章

評価方法

7章

実施体制・スケジュール

資料編